

農業者年金がさらに便利になります

ポイント 1 令和4年1月から 35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

1の説明 35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】
次の①～⑤のいずれにも該当しない方
① 認定農業者かつ青色申告者
② 認定就農者かつ青色申告者
③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
④ 認定農業者又は青色申告者
⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時に参画している配偶者又は直系卑属

【35歳未満の方の通常加入の保険料】
（千円単位で選択できます）
改正後の保険料
これまでの保険料

ポイント 2 令和4年4月から 年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

2の説明 年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】
・農業者老齢年金：65歳～75歳・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）
これまでどおり、60歳以上65歳未満の間で、繰り上げ受給も選択することができます

【年金の受給要件】
【農業者老齢年金】
・65歳以上であること
【特例付加年金】
・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
・農業を営む者でないこと
（経営継承を完了していること）
・65歳以上であること

ポイント 3 令和4年5月から 加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

3の説明 現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】
国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】
農業に従事（年間60日以上）する方で
国民年金第1号被保険者
国民年金任意加入

農地の売買・贈与・転用等をする場合、農地法の許可が必要です。

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。（農地法第2条第1項）土地登記簿上の地目が田・畑ならもちろんですが、宅地等、農地以外でも、土地の現況が農地の場合、権利移動や農地転用するときは、農地法の許可を受ける必要があります。

農地法許可申請の種類及び許可までの期間

- 【申請受理から許可まで約1か月】
・農地法第3条…農地を耕作目的で権利移動（売買、賃借等）
・非農地証明申請、農地改良届（農地の形状変更）
- 【申請受理から許可まで約2か月】
・農地法第4条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴わない）
・農地法第5条…農地を農地以外へ転用（権利移動伴う）
※申請書の様式：農地法第3条は豊岡市のホームページ、農地法第4条、第5条は兵庫県ホームページにあります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、総会の開催を延期し、農地法許可まで時間を要する場合があります。

農地法許可申請（届出）受付日

毎月1日から5日です。
最終日の5日が休業日の場合は翌開庁日

年	月	許可申請（届出）受付日	
2022	4月	1日(金)、4日(月)、5日(火)	
	5月	2日(月)、6日(金)	
	6月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)	
	7月	1日(金)、4日(月)、5日(火)	
	8月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)	
	9月	1日(水)、2日(金)、5日(月)	
	10月	3日(月)、4日(火)、5日(水)	
	11月	1日(火)、2日(水)、4日(金)、7日(月)	
	12月	1日(木)、2日(金)、5日(月)	
	2023	1月	4日(水)、5日(木)
		2月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)
		3月	1日(水)、2日(木)、3日(金)、6日(月)

きばっとんなる人らあ④7

このコーナーでは、地域で頑張るみなさんを紹介しています。

「災害に負けない戸島：集落の農業は集落の工夫で守る」 農事組合法人戸島営農組合

戸島地区は日本海に面する円山川下流域、豊岡市城崎町戸島地内に位置しています。一帯は山陰海岸国立公園内にあり、円山川を挟んだ対岸に城崎温泉街を望みます。平成16年の台風23号により家屋の浸水・農機具の全損等甚大な被害を受け、農業の担い手がいない田畑は荒らされ、農業の継続に困難を極めた状況下でありましたが、平成20年に「集落の農業は集落の工夫で守る」をスローガンに「農事組合法人 戸島営農組合」を立ち上げました。組合員は植垣 繁 組合長以下20名、受託面積9haで、耕運・刈り取り・販売まで一連の作業を受託し、販路については販売者とお客様との顔の見える取引を基本に城崎温泉街の旅館・飲食店等に直接販売をし、また、地元の住民には、地域コミュニティ組織を通じた販売も行っております。観光客の方から「戸島の米は非常に美味しいから是非送ってほしい」とのコメントも頂いているとのことでした。

今後はこの地区に「若い人達が定着してくれる」「若い人達が帰省してくれる」「若い人達が寄ってくれる」そんな魅力ある農業施策や景観保全の取り組みが必要であるという思いから「観光農園」の設立を若い人達を中心に試行錯誤しながら進めて参りたい、そして「戸島をより戸島へ」をキャッチフレーズにより一層充実した農業に取り組んでまいりたいと考えております。

（農業委員 石橋 重利）



戸島子供会・カフェ「なごみ」・戸島漕艇クラブ・農事組合法人戸島営農組合

「石井区の“田んぼ”を守り、環境を守る」 石井地区営農組合

「石井地区営農組合」は、平成元年に、農事集会所（現石井区公民館）と籾乾燥・籾摺・精米施設を整備し、今年で設立34周年を迎えます。石井区は日高町の清滝地区7区の1つ、稲葉川沿いの全戸59戸の集落で、内41戸が組合員であり、全圃場面積は15haです。石井区民の圃場は、石井区と十戸区にまたがり、高低差77mの中山間地区ですが、圃場の殆どは耕地整理された20a以上の圃場で構成されています。水も、区内「弁財天」の湧き水があり、湧水期にもこの湧き水をポンプアップし活用、美味しい米の安定生産に寄与させます。現在の組合は、吉村組合長、長岡副組合長筆頭に、農会長・庶務・会計・組合田管理メンバーと6つの隣保組の農事係等で構成され、圃場3haを組合田として管理、神鍋米等9トンを出荷し、更に、組合員の希望により、稲作の全行程作業を請負い、令和3年実績、耕転10ha、田植7ha、稲刈8ha、籾乾燥・籾摺34トンと、区の作付圃場の殆どの稲作作業を一手に担い、且つ、作業料金は日高町の基準料金の65%程度と安価です。組合の課題は、所有しているトラクターや田植機など耕作機や乾燥・籾摺・精米施設の保全・更新費用と若手組合員の不足です。そんな課題や当年度の決算・次年度の予算等を話し合う総会を毎年開催していましたが、ここ2年間コロナで、開催できず残念です。こんな大切な区の営農組合を区民皆で協力し合いながら、守って行きたいと思えます。

（農業委員 中島 寛）



営農組合で特にきばってくれとんなる人らあ